

平成21年度
福岡市着地型観光メニュー開発支援モデル事業
「福たび」商品募集要綱

1 趣 旨

この事業は、古くから現在まで大陸との交流の玄関口である「福岡・博多」のまちの特長を活かして、事業者や団体の皆さんが、地元福岡・博多ならではのおもてなしにより旅の喜びや発見、感動を提供することで、お客様が「福岡にまた行きたい」と満足し、「福岡は楽しかったよ」と周りの方に伝えていただけるような、体験交流などの地域密着型の旅（着地型観光）の商品造成、販売等を支援するものです。

観光庁の資料によりますと、例えば訪日外国人旅行者7人分の消費額が定住人口1人分の消費額に相当するといわれており、今後見込まれる人口減少社会において、交流人口を増やすことが地域の消費を下支えする重要なポイントとなると考えられています。国内外から多くのお客様に来ていただくことで様々な消費に波及し、地域経済の活性化につながることを期待されます。

この事業では、「福岡・博多」の魅力を掘り起こし、より多くのお客様に「福岡・博多」の良さを知ってもらい観光商品に対する支援を行います。多くの「人気商品」が生まれ、「福岡・博多」へのお客様がさらに増えることを期待しています。

(*)「着地型観光メニュー」とは

観光地（着地）を拠点として、地域の方が主導的な役割を担い、おもてなしの心で体験や交流、地域資源の案内といった要素を取り入れた旅行形態のこと。現地集合、現地解散が多く、個人や小グループでの旅行に適しています。

【例】

- 地域の伝統産業の体験（例：博多織）
- 外国人の日本文化体験交流（例：茶の湯） など

2 支援の対象

この事業は、地域における着地型観光メニューを提供する仕組みを構築するため、次のとおり着地型観光メニューの実施を支援するものです。

- (1) 交通手段を問わず、国内や海外から個人又は小グループで福岡に来訪するお客様に提供できる着地型観光メニューを募集し、実施します。
対象事業の決定日（平成 21 年 9 月上旬）から平成 22 年 3 月 31 日までの期間を支援の対象とします。
- (2) 特に、7 月から 10 月まで福岡に中国からのクルーズ客船が寄港しますが、そのうち 9 月 18 日から 10 月 8 日までの 5 回について、アジアを中心とするお客様に提供する着地型観光メニューに対して支援を行います。

3 応募できる団体

営利法人、NPO 法人、非営利法人、任意団体などで、上記の事業を行う意欲と能力を有する団体が応募できます。法人格の有無は問いません。

ただし、団体の代表者や担当者を明示するなど、別に定める応募要件を満たす必要があります。

4 支援の内容

本事業による支援は、本市の認定に基づき、福岡観光コンベンションビューロー及び天神観光案内所が運営を行うこととしています。

支援の内容は、対象となる着地型観光メニューの実施にとって必要と認められる次の内容になります。

なお、実施する着地型観光メニューによっては、応募後に行われる審査で認定されることにより、複数の支援を受けることも可能です。

(1) 販売・プロモーションのサポート

- ① 今回の募集で採用された着地型観光商品を「福たび」としてまとめた総合ツアーパンフレットを作成して周知を図ります。
- ② 福岡市観光情報サイト「よかなび」で、着地型観光商品「福たび」を広報します。
- ③ 九州域内・全国の情報誌（フリーペーパー）等に積極的に掲載依頼を行います。
- ④ 必要に応じて「福たび」の予約・手配の支援を行います。

(2) コーディネイト・アドバイスの実施

- ① 会場の手配、送迎やランドオペレーター、旅行会社等への紹介などの運営に関する支援を行います。
- ② 必要に応じて「観光案内ができるボランティアガイド」を紹介します。
- ③ 必要に応じて「ウェルカムサポーター（通訳ボランティア）」を中心に通訳の手配を支援します。

(3) その他、本市及び事業担当者が実施にとって必要と認める支援を行います。

5 応募期間と応募方法

(1) 応募締切（当日必着）

【第1次選考分】 平成21年 8月31日（月）

【第2次選考分】 平成21年10月30日（金）

※本年度のクルーズ客船向けに提供するメニューについては、第1次選考までに応募して下さい。

(2) 応募方法

次の必要書類を応募先まで郵送又は持参してください。

なお、ファックスや電子メールでの応募はできません。

締切日を過ぎて持参又は郵送された書類は受付できませんので予め御注意ください。

(3) 必要書類

① 福岡おもてなし旅行商品応募申請書（様式あり）

② 団体の概要がわかる書類（様式は問いません）

- ・ 団体の定款，規約，収支報告
- ・ 団体の役員名簿
- ・ 団体の活動内容，実績など

※様式は、福岡市のホームページに掲載していますのでご利用ください。

※提出いただいた書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

(4) 応募先

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番1号（福岡市役所北別館1階）

財団法人福岡市観光コンベンションビューロー内

「福たび」事務局

電話 092-733-5050

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp/>

6 説明会

商品の募集に際し、事業内容の説明会を開催します。

また、説明会での質疑内容は、ホームページにて公開します。

【第1回説明会】

平成21年8月21日（金）15：00～ 福岡職員研修センター 405研修室
福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル4階

以後は随時開催します。（日時・場所は福岡観光コンベンションビューローのホームページでお知らせします。）

7 審査・選考の方法・基準

支援の対象団体は、応募書類をもとに書類審査および団体代表者等との面談などに基づく審査の後、選考により決定します。

審査の基準は、次のとおりです。

（1）地域の観光資源の有効活用

福岡らしい多彩な観光資源を活かし、多くの観光客に支持され、満足されると思われるものであるか。

（2）先駆性・創造性

着地型観光メニューを提供することで、福岡の観光の魅力を新たに創造したり、今ある観光の魅力を発展、向上し、魅力を広める内容であるか。

（3）おもてなしの向上

福岡を訪れるお客様に向けて福岡らしいおもてなしの対応ができる内容かどうか。

（4）実施の実現性

事業計画や実施体制は、具体的な活動が示され、効果的な実施が可能であるかどうか。

（5）収支計画の妥当性

収支計画は事業の内容に見合うものであり、今後も継続して実施できる内容になっているかどうか。

（6）実施の責任体制、リスク管理

責任を持って実施する体制となっているか、リスクに対する管理ができるようになっているかどうか。

8 選考結果と支援開始

選考結果は、応募いただいたすべての団体に対し、文書にてお知らせします。

商品によっては、内容の修正を選考の条件とする場合があります

選考決定された商品は、他の商品との連携や、旅行会社との提携等を提案させて頂く場合があります。

9 実施後の報告

対象となるメニューを実施してから30日以内に次の書類を提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 事業実績書
- ③ 収支決算書
- ④ 事業に関連する写真・資料等

[本事業に関するお問い合わせ]

財団法人 福岡市観光コンベンションビューロー内 「福たび」事務局

住 所：〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番1号
(福岡市役所北別館1階)

電 話：092-733-5050 F A X：092-733-5055

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp/>